

事務連絡
平成 30 年 3 月 22 日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局総務課

日本放送協会における放送受信料免除基準の一部変更に関する
周知のご協力について

平素より、社会福祉施設等の適切な運営につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、日本放送協会より別添「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の周知のご協力依頼について」（以下「協力依頼通知」という。）のとおり、平成 30 年 4 月 1 日より社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行う社会福祉施設等における入所者及び利用者が利用する受信機に係る放送受信料の免除基準が変更となりました。

貴部局におかれましては、管内の社会福祉施設等に対し周知していただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知にも併せてご協力をお願いいたします。

なお、協力依頼通知の別紙「社会福祉施設に関する免除基準の変更について」については、平成 30 年 3 月 15 日時点に社会福祉法に規定している社会福祉事業が掲記されておりますが、今後は、新たに同法に規定された社会福祉事業についても対象となりますので、ご留意ください。

また、受信料免除の申請手続き等については、最寄りの NHK 窓口または NHK ふれあいセンターへご連絡ください。

平成30年3月16日

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課長 殿

日本放送協会 営業局長



日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の周知のご協力依頼について

平素より当協会の放送事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当協会では、総務大臣の認可を受け、平成30年4月1日より「日本放送協会放送受信料免除基準（以下「免除基準」という。）」を変更し、社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所のうち、現在免除の対象外となっているものについて、全額免除の対象とすることいたしました。

これまで、社会福祉施設における受信料免除については、社会福祉法に規定された時期により、全額免除の対象外となっている施設がありました。今般の免除基準の変更は、同一法律内における取り扱いの差をなくし、より合理的な免除対象とするためのものであり、これにより社会福祉法に規定されている事業を行なうすべての施設または事業所が全額免除となります。

つきましては、今般の免除基準の変更に関し、各地方自治体への周知についてご協力を賜りますよう、何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 免除基準の変更内容

平成30年4月より、社会福祉法に規定されているすべての社会福祉事業を行なう施設または事業所が全額免除の対象となります。

2 新たに受信料免除となる対象（平成30年4月以降）

新たに免除対象となる施設・事業所については、別紙をご参照ください。なお、免除対象となるのは、これまでと同様に入所者・利用者の専用に供するために設置された受信機となります。

3 日本放送協会放送受信料免除基準（抜粋）平成30年4月1日施行

1 全額免除（社会福祉施設等）

(1) 別表1に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

別表1

社会福祉
施設等

社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設もしくは事業所または更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業を行なう施設もしくは事業所

(注) 社会福祉法第2条第4項第4号に規定する事業のうち、生活保護法または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業を行なう施設もしくは事業所については、上記に含める。

4 免除申請手続きについて

- ・最寄のNHK窓口またはNHKふれあいセンターまでご連絡をお願いします。
- ・NHKが交付する免除申請書のほかに、免除基準に該当する施設である旨を証明する書類及び受信機の設置見取図が必要となります。